

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		認可外保育施設に対する改善等の勧告
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		児童福祉法
条 項		第 59 条第 3 項、第 4 項
所 管 課		子ども未来局 子育て未来部 保育施設支援課 (電話：048-829-1859)
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	厚生労働省通知「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成 13 年 3 月 29 日雇児発第 177 号) [別紙]「認可外保育施設指導監督の指針」に掲げる基準
	備 考	